

愛媛県教育委員会 8月定例会会議録

1 開会の日時及び場所

平成18年 8月29日（火）午後 1時30分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 委員定数

6人

3 出席委員

委員長 井関和彦 委員 星川一治 委員 山口千穂

委員 砂田政輝 委員 和田和子 教育長 野本俊二

4 欠席委員

なし

5 会議に出席した公務員の職氏名

教育次長 長谷川 寿

指導部長 平岡長治

文化スポーツ部長 中川敬三

教育総務課長 横田 潔

生涯学習課長 西岡真人

義務教育課長 堺 雅子

高校教育課長 丹下敬治

人権教育課長 小田芳朗

障害児教育課長 宇高勝美

文化振興課長 和田典夫

文化財保護課長 濱田健介

保健スポーツ課長 今井裕一

6 会議の概要

(1) 開 会

委員長 午後 1時30分開会を宣する。

委員長 議案第43号公立小学校長の人事について、議案第44号公立中学校教員の懲戒処分について、議案第45号県立学校教員の懲戒処分について、及び議案第46号愛媛県文化財保護審議会委員の委嘱については人事案件によりそれぞれ非公開とすることを発議する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 議案第41号平成19年度使用県立高等学校及び県立中等教育学校後期課程教科書の採択について及び議案第42号平成19年度使用県立盲学校、聾学校及び養護学校の高等部教科書の採択についての、審議の公開の是非について意見を求める。

教育長 教科書の採択の審議については、委員の率直な意見の交換を行う必要があること及び採択まで非公開の扱いとしている教科書採択委員会の答申内容について触れることから審議を非公開としていた。しかし、本年度は静ひつな環境が確保されていると思われるので、公開しても率直な意見交換は可能と考えられる。また、教科書採択委員会の答申内容については、昨年度は小中学校用の教科書採択と高校用の教科書採

採択が同じ定例会で審議され非公開としたが、今年度は高校用のみの採択であり、小中学校用の教科書採択に使用する教科用図書選定資料のように市町教育委員会の採択への影響を考慮する必要はないことから、審議を公開してもよいと考える旨意見を述べる。

委員長 審議の公開について他の委員に諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 議事の進行上、公開案件を先に審議することについて発議する。

全委員 異議ない旨答える。

(2) 前会会議録の承認

委員長 前会会議録の承認について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

(3) 教育長報告

委員長 報告を求める。

いじめの根絶について

義務教育課長 今治市内の中学生が言葉による暴力を苦に8月17日に自殺した事件の状況を説明するとともに市町教育長宛にいじめ問題の根絶に向けた組織的な取組を求める通知を行い、各教育事務所においては臨時校長会を開いて、現状と課題の説明及び臨床心理士による講話や意見交換などを行うこととしている旨報告する。

砂田委員 どの程度いじめの問題があるのかについて、県教委の把握状況を質問する。

義務教育課長 本年5月に調査した17年度の件数は小・中合わせて156件、16年度が184件、15年度は191件であり、少しずつ減少している旨説明する。

砂田委員 いじめは表に現れた数字が減少しているといっても安心できず、実際いじめられている児童・生徒は親にも言えず、自分だけで悩んでいる場合が多いと考えられる旨、その中で156件という数字はゆゆしき事態と考える旨、また、通知文の徹底や臨時校長会も重要だが、対応策を抜本的に洗い直すためにプロジェクトチームなどを立ち上げるなどして取り組むべきである旨意見を述べる。

山口委員 学校における対応も大事であるが、子どもの一番身近にいる保護者が、子どもの変化に留意することも大事であると考え旨意見を述べる。

委員長 親と子及び保護者と学校の連携が大切である旨意見を述べる。

和田委員 子ども達の悩みを保護者も学校も理解することが大事だと考える旨意見を述べる。

教育長 遺書を読んで胸がつぶれるような衝撃を受けた旨、教育委員会も学校も重く受け止めなければならない旨及び緊急の校長会を実施したうえで、いじめの実態把握を行い、いじめられた子どもは絶対守るという強い意識をもって、真剣に対応したい旨説明する。

○高校生の夏休み中の事故等について

高校教育課長 高校生の水難事故及び暴力による傷害致死事件について状況を報告するとともに、県内各地で、事件の再発防止等について協議する高等学校生徒指導連絡協議会等を開催する予定について報告する。

閉会中の文教委員会の質疑内容について

教育長 平成18年8月16日に行われた文教委員会における質問及び答弁要旨について報告し、教員免許更新制の導入について及び学校等のプールの管理状況については、担当課長から詳細を説明させる旨述べる。

義務教育課長 7月11日に中央教育審議会が文部科学大臣に対して答申した教員免許更新制の概要について説明する。

保健スポーツ課長 埼玉県における流水プールでの事故を受けて文部科学省が実施したプールの管理状況についての調査結果では、公立小・中学校及び県立学校では不備なしであったが、その後の調査で宇和島市内の小・中学校17箇所吸込み防止金具の未設置が判明したことについて報告する。

教育長 教員免許更新制については、本県の場合、30時間の講習を1年間に約1400人に実施しなければならず、莫大な仕事量が地方の負担となること及び30時間の講義さえ受ければ10年間更新されるのでは意味がなく、講座の内容が重要であると考え旨意見を述べる。

平成19年度教員採用選考試験（1次選考試験）加点制度について

義務教育課長 平成19年度教員採用選考試験の1次試験合格者の状況及び合格者のうちの加点制度による加点者数について並びに特色ある人物や司書教諭の資格を持った人物が合格するなどの加点制度導入の成果について報告する。

教育長 多様な経験を持つ者が多数受験してくれたことは、大変有り難かった旨及び初めての試みであり、今年の結果の中身を見て、制度の検討が必要であると考え旨及び述べる。

天然記念物の無許可伐採について

文化財保護課長 西予市明浜町高山の県指定天然記念物「うどがまのアカウ群」を、無許可で伐採し、枯死させたこと及び再発防止への取組みについて報告する。

(4) 議 事

ア 専決処分の承認

委員長 専決処分について報告を求める。

教職員の報賞について

義務教育課長 死亡した公立小学校長に対し、愛媛県教職員報賞規程に基づき報賞することについて、愛媛県教育委員会教育長専決規則に基づき専決処分した旨報告し、承認を求める。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

イ 議案審議

委員長 議案第38号を上程する。

議案第38号 愛媛県教育委員会規則で定める様式における敬称の見直しのための関係教育委員会規則の整理に関する規則

委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 愛媛県教育委員会規則で定める様式における敬称を見直すための関係規則の整理を行うため、この規則を制定する原案について説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第39号を上程する。

議案第39号 愛媛県教育委員会公印規程及び愛媛県県立学校修学旅行実施要領の一部を改正する訓令

委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 愛媛県教育委員会訓令で定める様式における敬称を見直すため、これらの訓令の一部を改正する原案について説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第40号を上程する。

議案第40号 愛媛県教職員報賞規程の一部改正について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 様式における敬称を見直すため、この規程の一部を改正する原案について説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第41号を上程する。

○議案第41号 平成19年度使用県立高等学校及び県立中等教育学校後期課程教科書の採択について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 平成19年度に県立高等学校及び県立中等教育学校後期課程において使用する教科書について、今年度新たに発行された教科書を中心に教科ごとに教科書の特徴を説明するとともに、採択したい教科書として、第1部と第2部を合わせて690種類712冊を選定した旨説明する。

委員長 原案について意見を求める。

星川委員 情報の教科において高校生として身につける最低限の情報力はどの程度であるのか質問する。

高校教育課長 ワープロ及びメールが扱えることである旨説明する。

和田委員 情報流出事件等が多々あったが、教科書において情報モラルは指導できるように配慮されているのか質問する。

高校教育課長 情報モラルは、すべての教科で必要に応じて扱うことになっているが、体系的な学習については情報の教科の中で扱っている旨説明する。

砂田委員 学力が低下傾向にある中で、教科書の内容のレベルダウンがないか質問するとともに、国語において読解力や表現力が低下傾向にある状況や理数離れの状況に教科書は対応しているのか質問する。

高校教育課長 今年度新規に発行された教科書は低学年で使用する教科書であり、平成14年度に検定基準が改正された後に初めて発行されたものであるため、学習指導要領の範囲を超える発展的な内容を盛り込めるようになっており、多くの教科書において発展的な内容を盛り込んでいる旨、読解力や表現力に力を入れた教科書が以前にまして出てきたと感じている旨及び探求活動や課題研究に力を入れ、身近なところから理科に興味を持たせる教科書が増えている旨説明する。

砂田委員 各学校が使用を希望している教科書の内容は、その学校の特色を踏まえているのか質問する。

高校教育課長 生徒の実態にあった教科書が選択されている旨説明する。

山口委員 家庭科の内容は、社会の変化に対応して変化しているかどうか質問する。

高校教育課長 家族、保育、高齢者、福祉などの内容の学習があり、少子高齢社会の中で共に生きることの重要性を学び、消費生活、環境、省エネ、くらしなどの学習を通して健康で安全な生活がおくれる力を高めるような特徴がある旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第42号を上程する。

○議案第42号 平成19年度使用県立盲学校、聾学校及び養護学校の高等部教科書の採択について

委員長 議案説明を求める。

障害児教育課長 平成19年度に県立盲学校、聾学校及び養護学校において使用する教科書について、高等部で使用する文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書は102種類102冊、並びに学校教育法第107条の規定による教科書については、盲学校用57冊、聾学校用31冊、養護学校用45冊、計133冊を採択したい教科書として選定した旨説明するとともに、学校教育法第107条の規定による教科書133冊のうち、今年度から新たに採択しようとする3冊の教科書について特徴を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

砂田委員 学校教育法第107条の規定による教科書の使用による効果について質問する。

障害児教育課長 日常生活に身近な知識を習得し、生活に生かされることのできるような特徴がある旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 以後の案件を非公開とする旨宣する。

委員長 議案第43号を上程する。

○議案第43号 公立小学校長の人事について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 東温市立川上小学校長の死去に伴い、後任の校長を任命する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第44号を上程する。

○議案第44号 公立中学校教員の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 交通違反をした公立中学校教員を懲戒処分する原案（減給2月）の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第45号を上程する。

○議案第45号 県立学校教員の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 生徒に無免許運転教唆をした県立学校教員を懲戒処分する原案（停職6月）の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

教育長 セクハラ的なことがあれば懲戒免職も有り得るであろうが、そういった事実はなく、また、事件の前日に教員採用試験の受験勉強のため徹夜していたことから体調不良となり、適切な判断ができない状態であった旨、しかしながら生徒との深夜ドライブ自体も非常に軽率であり、加えて無免許運転の教唆をしたことに対し、教員免許が失効する懲戒免職までする必要はあるかどうか検討した旨説明する。

教育次長 生徒を早く家に帰さないといけない状況の中で、体調不良から運転できなくなり、適切に判断できる精神状態ではなかったことから免職処分までには至らず、原案となった旨説明する。

砂田委員 憶測を招くような行動であったが、本人の将来を奪うまでは必要なく、原案でよいと考える旨意見を述べる。

星川委員 停職6月でも採用試験の際は大きなハンディであり、原案で十分と考える旨意見を述べる。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第46号を上程する。

○議案第46号 愛媛県文化財保護審議会委員の委嘱について

委員長 議案説明を求める。

文化財保護課長 愛媛県文化財保護審議会委員の任期満了に伴い、愛媛県文化財保護条例第7条第1項の規定により、委員を委嘱する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(5) 閉会

委員長 午後4時10分閉会を宣する。